

福島県知事 佐藤雄平 様

平成23年東北地方太平洋沖地震義援金福島県第一次配分に
ついての要望

1. 原子力被災者の取り扱い

避難指示が出ている区域（20km内）及び屋内退避の区域（20km～30km）の世帯に限定せず、高い放射線量が検出されたことによる被害を受け、市町村として避難指示を出している地域のすべてを対象とすること。

（浪江町全域：7,765世帯）

2. 義援金配分事務について

平成23年東北地方太平洋沖地震義援金の第1次配分については、対象地域を福島県内59市町村として事業を設計しています。

しかしながら、浜通りの各市町村においては、多くの自治体が原子力災害により役場機能の移転を余儀なくされており、避難所運営に人手を取られ、また基本的な行政事務環境の整備が遅れています。そんな中、今回の事務が入ると、被災者の「早く支援を。」という思いと、義援金寄託者の思いである「早急に義援金をお届けする。」ということが非常に困難な状況にあります。

については、「義援金配分の流れ」のなかで市町村が担う被災者への配分業務のうち問い合わせ対応業務、データ入力業務、申請書配布・郵送業務、送金業務等を県に担っていただきたい。以上強く要望します。

平成23年4月12日

浪江町長 馬場 有

